

令和3年(ネ)第605号新安保法制違憲国家賠償請求訴訟事件

控訴人 築城昭平ほか

被控訴人 国

## 準備書面(41) (飯島滋明教授の意見書について)

令和5年2月(4)日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良



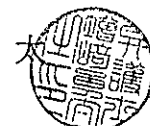
同 福 崎 博



同 森 永 正



同 増 崎 勇



(はじめに)

本準備書面では、憲法学、平和学等を専攻する飯島滋明名古屋学院大学教授(以下「飯島教授」といいます。)の意見書(甲B153号証の1)を要約し、新安保法制がもたらす危険性についての控訴人らの主張を補充します。

### 第1 軍事社会学者北村淳氏の指摘について

飯島教授は、最初に、月刊誌「軍事研究」2022年3月号に掲載された軍事社

会学者北村淳氏の論考を引用しています（甲B153の2）。同論考によれば、アメリカ軍内外で実施された台湾有事の軍事シミュレーションにおいて、日本の海自艦艇・航空機及び空自航空機が米軍部隊とともに主力戦力となることが当然の前提とされており、さらに日米側が被る艦艇、航空機、将兵の損害が極めて大きく、中国側の台湾周辺封鎖を軍事力で排除することは困難であるとの推定が示されています。

飯島教授は、この論考に基づき、台湾の武力紛争に際して日本が武力行使をすれば、日本自体にも甚大な犠牲、被害が生じる危険性があると指摘しています。

## 第2 新安保法制により台湾有事における自衛隊の武力行使が可能となること

新安保法制制定までは、日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは許容されていなかったため、仮に台湾を巡って米中間に武力衝突が生じたとしても、自衛隊が出動することは想定されていませんでした。

ところが、2015年に制定された新安保法制により、「存立危機事態」や「重要影響事態」という概念のもと、台湾有事に際して自衛隊が武力を行使することが可能とされました。

存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これらにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある状態」を指します（武力攻撃事態及び存立危機事態法2条4号）。政府が存立危機事態を認定すれば自衛隊の防衛出動および武力行使が認められるところ、台湾有事において存立危機事態の認定がされれば、自衛隊の武力行使が法的に可能となります。

また、周辺事態法が重要影響事態法に改正されたことに伴い、自衛隊の活動期間を通じて戦闘行為の行われる可能性がある地域であっても、現に戦闘が行われていない地域でさえあれば、自衛隊が「後方支援」を行うことが可能とされました。その「後方支援」の内容も、重要影響事態法では「我が国領域」という地理的限界がなくなり、弾薬の提供も可能とされました。こうした重要影響事態法を前提とすれ

ば、台湾有事に際し、日本が米軍への弾薬提供や米軍機の整備、給油を行う可能性もあります。

このように、新安保法制によって台湾有事における自衛隊の武力行使等が可能となっており、軍事専門家の北村氏が指摘するような甚大な被害が生じる危険が生じています。

### 第3 「戦争加担法」としての新安保法制（新安保法制の違憲性）

新安保法制制定までは、政府や自衛隊の上層部も、台湾有事において自衛隊の武力行使を命ずるという発言はしませんでした。しかしながら、新安保法制制定後、麻生元首相、安部元首相、河野前統合幕僚長らが台湾有事を存立危機事態と認定し集団的自衛権を行使する可能性について言及しています（甲B153の3及び4）。飯島教授は、日本が攻撃されたわけでもないのに自衛隊が海外で武力行使することを正当化する新安保法制は憲法9条に明らかに違反すると主張しています。

### 第4 外国を先に攻撃する根拠となる新安保法制

飯島教授は、水島朝穂早稲田大学教授の論考（甲B153の5）を引用し、新安保法制においては日本に対する武力攻撃着手がなくとも、他国に対する武力攻撃着手があれば敵基地攻撃が可能であり、自衛隊が他国を先に攻撃することを新安保法制が認めていることを指摘します。

さらに、新聞報道を引用し、新安保法制に基づく日米共同訓練が頻繁に実施されていること、特に2022年には初めて「存立危機事態」を想定した武力行使を伴うシナリオの訓練が実施されたことも指摘しています。

また、2022年12月16日には、岸田自公政権によって「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書が閣議決定されています。そのうち「国家安全保障戦略」には、武力行使三要件を満たす場合には反撃能力（敵基地攻撃能力）を行使しうるとの記載もあります。ここでいう三要件とは、①「我が国

に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」③「必要最小限度の実力行使に留まること」を指します。この三要件においては、日本に対する攻撃だけでなく、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合も武力行使の対象に含まれています。岸田政権が敵基地攻撃能力を保有することを決定し、武力行使三要件のもとでの行使を認めたことで、日本が攻撃されなくとも外国を先に攻撃する可能性が生じることとなりました。

このように、新安保法制は、日本が外国を先制攻撃する法的な根拠となっており、この根拠に基づいて日本の防衛政策は転換し、外国を攻撃できる兵器を保有するに至っているのです。

## 第5 外国を先に攻撃することが抑止力となるか

岸田自公政権は、新安保法制に基づく敵基地攻撃能力の保有は、相手国に戦争を思いとどまらせる「抑止力」のためであると主張しており、安保3文書にも同趣旨の記載があります。

しかしながら、報道によれば、朝鮮民主主義人民共和国は岸田自公政権が敵基地攻撃能力の保有を明記したことに反発し、強力な対抗措置を取る姿勢を示しています。中国も、安保3文書の閣議決定に時期を併せて日本の南西諸島への攻撃を想定した訓練を実施しており、日本への警戒を強めています。また、ロシアの外務次官は、安保3文書の閣議決定等について、日本が軍事化の方針を継続するのであれば適切な対抗措置を取らざるを得ない旨を述べています（甲B153の6～8）。

これらの反応のように、日本の敵基地攻撃能力保有に抑止効果はなく、むしろ諸外国は日本の軍拡や先制攻撃の可能性を警戒、批判し、軍事訓練やミサイル発射訓練を実施するなど、逆に軍拡や軍事訓練の増加をもたらしています。

中国による2022年8月の与那国島周辺への弾道ミサイル発射も、台湾有事の際に日本が介入しないよう強く牽制する目的があったと報じられており、台湾有事の際に日本が新安保法制に基づいて米軍支援を行えば、中国から日本に対する攻撃を呼び込む危険性が高いと飯島教授は主張しています。

## 第6 新安保法制発動はどのような事態をもたらすか

自衛隊のトップである統合幕僚長であった河野克俊氏は、台湾有事の際には沖縄・鹿児島も戦域になると発言しています。

飯島教授は、この発言を踏まえ、「軍事研究2022年7月号」掲載の福好昌治氏の論考（甲B153の9）を引用し、先島諸島などが攻撃対象となった場合に10万人以上の島民を避難させることは自衛隊の輸送能力上不可能であり、多くの住民が島に留まることになることになると指摘します。そして、市民を避難させる体制が整えられているわけではないにもかかわらず、台湾有事に際して自衛隊が武力行使する事態となれば、与那国島、石垣島、宮古島等が攻撃対象となり多くの市民が犠牲になる危険性が高く「棄民」に他ならないとして、政府の武力行使の根拠となる新安保法制を非難しています。さらに、飯島教授自身が撮影した与那国島の写真をもとに、与那国島のレーダー基地や弾薬庫が攻撃対象となれば、その周辺の住民にも犠牲者が出るであろうことも指摘しています。

また、飯島教授は、岸田自公政権が閣議決定した安保3文書において自衛官が相当数負傷することとした想定した医療体制の構築に言及していることや、防衛省が石垣島侵攻に対する奪還作戦として自衛官2901人、敵兵3821人が死亡することを想定した「機動展開構想概案」を作成していたことを指摘し、新安保法制により武力衝突が生じれば多大な死傷者が生じることを主張します（甲B153の10, 11）。そして、水陸機動団を有する長崎県の自衛隊が戦闘で犠牲になる可能性が高く、その水陸機動団がある長崎県相浦や大村が最初の攻撃対象となる現実的な危険があることも指摘しています。また、離島奪還作戦において、避難ができない状態

の市民を犠牲にする可能性があるのも最初に派兵される可能性が高い水陸機動団を有する長崎県の自衛隊であることを指摘しています。

このように、新安保法制の制定によって日本自体が攻撃対象となることは決して抽象的な恐怖ではなく、長崎の地が攻撃されることへの危惧を抱かざるを得ない状態はまさに「平和的生存権」の侵害が生じていると評価できます。

## 第7 「平和的生存権」を侵害する新安保法制及び裁判所の役割

飯島教授は、平和的生存権とは、「戦争や軍隊により、生命や身体、健康が奪われたり脅かされない権利」であり、「恐怖と欠乏から免れ、平和の裡に生存する権利」を明記する憲法前文が法的根拠となるとしています。また、憲法9条が禁止する戦争や武力行使によって生命、身体、健康が脅かされれば、憲法13条が掲げる「生命」「自由」「幸福追求に対する権利」が侵害されることも自明であって、憲法13条も平和的生存権の根拠条文となることも主張しています。

新安保法制は政府の判断で自衛隊が世界中で武力行使することを可能とするものであり、その結果として日本も攻撃対象となり日本市民の生命 safety を奪い、脅かすものであるから、憲法上の権利である平和的生存権を侵害するものです。

飯島教授は、本意見書の最後に、裁判所は、「人権擁護」「憲法の番人」の役割を果たすことが憲法上求められており、再び戦争の惨禍を起こさせないためにも、新安保法制を違憲無効と判示することが求められているとして、裁判所が違憲性の判断をすべきことを主張しています。

以上